

大和市告示第96号

計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定により、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもりの定期検査を次のとおり指定定期検査機関に行わせる。

令和7年4月1日

大和市長 古谷田 力

1 指定定期検査機関

(1) 名称

公益社団法人神奈川県計量協会

(2) 主たる事務所の所在地

横浜市神奈川区浦島丘4番地

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで